

## シニア特別会員(正会員)設置のお知らせ

長年にわたり電気設備学会会員として、学会の発展に貢献された方々を対象に、その功勞に感謝の意を表すとともに、さらなる学会の発展に向けて引続き貢献をお願いすることを目的に、2017年度よりシニア特別会員を設置します。

### 記

#### 1. 対象者

満70歳以上で、かつ、正会員在籍年数が30年を超える正会員とします。

#### 2. 会員としての位置付け

シニア特別会員は称号であって会員の種別とせず、正会員の中に設置します。

#### 3. 特典

- (1) シニア特別会員の称号の証として、「シニア特別会員証」を贈呈します。
- (2) 氏名を学会誌に掲載(贈呈時)します。
- (3) 会費を免除します。
- (4) 定時総会懇親会の参加費を優遇します。

\*正会員としての資格に変更はなく、その特典(学会誌の配布等)は継続されます。

#### 4. 認定方法

4月1日時点で新たに条件を満たすこととなる対象者を理事会において「シニア特別会員」と認定します。

#### 5. 通知方法

- ・シニア特別会員対象者である旨を対象者に通知し、本人より受諾の意思を確認します。継続の意思についても毎年確認します。
- ・「シニア特別会員証」を送付します。
- ・「シニア特別会員証」は、会費免除の証となるので、通常の会費納入依頼(2月)より以前に送付します(2017年度につきましては、制度導入のため発送は5月以降となります)。

#### 6. 制度開始

2017年度より導入・実施します。